



市役所からのお知らせ



令和7年度縦覧及び閲覧を本庁舎2階資産税課において実施します。

ご自分の土地や家屋の評価額が確認できます。

縦覧とは、土地及び家屋について、納税者が自己の所有する資産と周辺の他の資産の価格を比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かどうかを確認できる制度で、縦覧帳簿をご覧ください。

なお、この縦覧期間中は、納税義務者は固定資産課税台帳の閲覧を無料で行えます。

	縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
期間 及び時間	令和7年4月1日（火）～ 令和7年6月2日（月） 午前8時30分～午後5時まで（平日及び土日開庁日※） ※土日開庁日とは、第2土曜日と第4日曜日です。（4月上旬は開庁日の追加あり。）	通 年
縦覧閲覧が できる人	納税者、またはその代理人（委任状が必要）	納税義務者、借地人・借家人などの利害関係人、またはその代理人（委任状が必要）
必要なもの	① 本人確認のできるもの 官公署発行の身分証明書など （マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）	①本人確認のできるもの（左記のとおり） ②借地人・借家人などは、対象物件との関係を確認するため、賃貸借契約書などが必要
費用	無料	有料 ただし、納税義務者については、縦覧期間中は、無料です。

◎土地・家屋とも所有者の氏名、住所は記載されておられません

縦覧帳簿記載内容

土地…所在、地番、地目、地積、価格など

家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格など

固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、秦野市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

こんな時は、資産税課までお知らせください。

- ◆住所の変更があったとき ◆家屋を壊したとき ◆未登記家屋の所有者が変わったとき
- ◆家屋の用途を変更する改築等をしたとき ◆名前の記載が違うとき

お問い合わせ

秦野市役所資産税課 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-7390（土地担当） 0463-82-7391（家屋償却資産担当）

